

白山市竹松町地内における特殊建築物の位置について

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく、白山市竹松町地内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	敷地の位置		地目	敷地面積 (m ²)	摘要
					主要用途（処理能力）
株式会社 兼子 金沢工場 (破碎施設)	白山市 竹松町	727 番 1	宅地	3,072.96	廃プラスチック類 313.8t/日 木くず 237.6t/日

理由

株式会社兼子は、廃プラスチック類、紙くず等の中間処理を行う施設として平成 11 年に開設された。

当初、建築基準法第 51 条ただし書許可を要しない廃プラスチック類の圧縮や、廃棄物に該当しない有価物の加工を行っていたが、今般事業範囲を広げて、5 t/日を超える廃プラスチック類や木くずの破碎処理を行う予定であることから、同条の規定に基づき、敷地の位置について付議するものである。

既設の建築物や設備等をそのまま使用するが、稼働時間の延長により処理量を増大させ、リサイクルを推進することで環境負荷の低減を図る。

当施設は、都市計画区域内の市街化調整区域に位置し、土地利用計画と整合、搬入経路の確保等がなされるとともに、周辺住民への説明、関係機関との調整を終了していることから、都市計画上支障がないと考えられる。